様式第9号(第9条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　殿

八重瀬町長　　　　　　　　　　印

八重瀬町景観計画区域内行為原状回復等命令書

　　　　　　第　　　　　号により通知した変更命令に係る行為について、景観法第17条第５項の規定により、下記のとおり命じます。

記

１　原状回復等命令の対象となる行為

２　命令の理由

３　とるべき措置

４　履行期限　　　　　　　　年　　月　　日

５　報告期限　　　　　　　　年　　月　　日

６　報告先

※行政不服審査及び行政事件訴訟法に係る手続きについては、下記をご参照ください。

教示１　この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に八重瀬町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）

教示２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、八重瀬町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記１の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、当該決定の取消しの訴えを提起することができます。